

島根地方最低賃金審議会

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

第2回会議 議事要旨

開催日時	令和3年10月7日(木) 午後4時50分～午後6時05分		
開催場所	島根労働局 専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金指導官が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、労働者側からは、新型コロナウイルスの影響で、昨年上半期は生産・販売台数はともに減少し続けたが、昨年夏以降は一転して急速に回復、今年の上半年は生産・販売台数は着実に昨年を上回っていること。人手不足の課題は解消への道筋が見えておらず、島根県の有効求人倍率は1.58倍と高く、輸送用機械器具製造業でも毎月多数の新規募集があり、人手不足が深刻であること。新規高卒等予定者の求職動向調査を見ると、2015年以降「生産工程の職業」を希望する生徒は全体の25%前後で推移していたが、今年度は21%台に減少しており、人材確保に向けてこの産業の一層の魅力化が必要であること。労働の対価である賃金に対して「人材確保のためのインセンティブ(優位性)」をどれだけ積めるかが産業の魅力を発信することになること。基礎調査結果から時給1,000円以上が全体の約8割に上り、支払い能力はあるものと考えられ、コロナ禍において今こそインセンティブを確保する好機と捉え、自動車部品最賃の引き上げを行うべきであること。 これらの状況、県賃との優位性確保の観点から52円(優位性114%)を要求したいと			

ころではあるが、企業内最低賃金921円の事業所が存在することから、引上げ額34円が提示された。

一方、使用者側からは、鉄が高騰していること、半導体不足が続いていること、東南アジア等からの部品調達も厳しくなってきたことなどサプライチェーンが機能していないことから生産計画もなかなか立て辛く、減産を余儀なくされているところもあり、先行きが見えないこと。自動車業界も回復傾向にあったが、最近急ブレーキがかかったような状況であること。足下の生産量を見ると、昨年上期は減産であったが、下期は回復傾向であったものの年間では減少していること。今年上期も10%減産となっており8月、9月も昨年より3割くらいは落ちており、今後の受注も見通せない状況である。

これらの状況から、引上げ額は昨年と同額の8円が提示された。

その後協議した結果、労働者側は労働協約の関係もあり当初から要求を抑えていることから当初の提示額のままであったが、労働者側から歩み寄りを求められた使用者側は引上げ額21円の再提示があった。

労働者側は、本日の結審を求めているが、使用者側は慎重に審議をしたいとの意向もあり、次回へ持ち越しとなった。

- 5 部会長が、次回も金額審議となることから、専門部会運営規定第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明し、閉会とした。